

エレベーター防災対策改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）による財政支援として、所有者が既設のエレベーターに戸開走行保護装置等を設置する場合における工事費用への一般的な補助申請の手続きは次のとおりです。

**※申請手続きの詳細については、建物が存する地方公共団体へお問い合わせください**

## ①事前相談

補助制度の有無・制度の詳細・補助の対象となるかどうか等、地方公共団体の窓口にご相談

## ②助成金の交付申請

地方公共団体の窓口にて助成金交付申請書を提出し、審査後、交付決定通知を受ける

## ③工事契約の締結

工事施工者と工事契約を締結

## ④工事完了報告

工事完了後、工事完了報告書を地方公共団体の窓口にて提出し、完了検査を受ける

## ⑤助成金の交付請求

地方公共団体の窓口にて助成金交付請求書を提出し、審査後、助成金の交付を受ける

※助成を受けることのできる工事費の上限額や助成割合等については、建物が存する地方公共団体へお問い合わせください。